

平成27年度第3回  
札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：平成28年3月30日（火）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 14階 1号会議室

## 1. 開 会

○常本委員長 ただいまから、平成27年度第3回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催いたします。

本日は、お手元の次第のとおり、審議事項1件、報告事項2件が用意されております。

議事に入ります前に、事務局から連絡事項があるということですので、お願いいたします。

○芝井市民生活部長 おはようございます。市民生活部長の芝井でございます。

本日は、年度末の何かとお忙しい中をご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、今、委員長からも紹介がありましたけれども、審議事項として、平成28年度にアイヌ施策課が予定している事業の内容についてご審議をいただきます。それから、報告事項として、アイヌ住宅新築費等貸付制度の運用見直しの案を取りまとめましたので、この内容についてご報告させていただきます。それから、前回ご審議いただきました、平成26年度のアイヌ施策推進計画に係る検証評価のご報告ということでございますので、委員の皆様方におきましては、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

また、この場をお借りしまして、先日、新聞報道をされました件について、若干のお時間をいただいております。

平成26年度に発覚しました私どもアイヌ施策課における不適正な契約などの事務処理につきまして、昨年4月に関係した職員と関係事業者について北海道警察本部に告発をしたところでありましたが、このたび不起訴処分ということになりました。

一方、この不適正な事務処理について、札幌市としましては重く受けとめて、告発をした職員を含む11名の職員について、3月25日付けで処分を行いました。

札幌市が受けている損害につきましては、賠償請求をしたいと考えておりますが、それに先立ちまして、法律上、監査委員に賠償の有無と賠償額の決定を求めているところでございます。監査委員の決定が出次第、適正に対応をしてみたいと考えております。

この間、委員の皆様方には大変ご心配をおかけしまして誠に申し訳ございませんでした。

今後は、このようなことが二度と起きないように再発防止に努めてまいります。また、市民の皆様方の信頼回復に向けて全力を尽くしてみたいと考えてございますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○事務局（生野アイヌ施策課長） アイヌ施策課長の生野でございます。

事務局から、本日の配付資料につきまして確認させていただきます。

初めに、次第でございます。次に座席表がありまして、資料1、平成28年度アイヌ施策課実施事業概要、資料2、札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付制度の運用見直しについて、資料3、平成26年度札幌市アイヌ施策推進計画に係る検証評価をお配りしております。

資料に不足がございましたら、お知らせ願います。よろしいでしょうか。

続きまして、ご出席の委員でございますが、小野寺委員につきましては、所属されておりますサッポロビールの人事異動によりまして、当委員会の委員を退任されることになりました。後任につきましては、小野寺委員の後任の方が就任する予定になっております。

事務局からは以上でございます。

○常本委員長 続いて、委員会の成立状況についてご確認をお願いします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） それでは、委員会の成立について確認をいたします。委員会規則第4条第3項では、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。

本日は、委員総数10名に対しまして、8名の委員にご出席いただいておりますので、この会議は成立しております。

なお、小野寺委員、高橋委員からは、欠席する旨のご連絡をいただいております。

以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

## 2. 議 事

○常本委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の審議事項の平成28年度にアイヌ施策課が実施する事業の概要について、まずは事務局からご説明をお願いします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） それでは、資料1をご覧ください。

平成28年度にアイヌ施策課が実施する予定の事業の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、施策目標1、市民理解の促進、推進施策（1）、伝統文化の啓発活動の推進でございます。①のアイヌ文化体験講座の実施につきましては、アイヌ語や、手芸、工芸、料理等の体験講座をアイヌ文化交流センターや区民センター等において実施するものでございます。ここに書いてある事業実績は平成27年度のもので、括弧はその前年の26年度の実績でございます。平成28年度も27年度と同様の内容で開催をしたいと考えてございます。予算額は156万9,000円です。

次に、②アイヌ文化交流センターのイベントの実施です。こちらは、7月から10月まで、月に1回または2回、アイヌ文化交流センターでアイヌミュージック、古式舞踊、ムックリや刺繍の体験、昔話、昔遊び、紙芝居等の実施を行っているものでございます。

平成26年度、27年度は6回ずつ実施をしております、28年度も6回程度の実施を予定してございます。予算額は、67万2,000円でございます。

続きまして、③小中高校生団体体験プログラムの実施でございます。こちらは、アイヌ文化交流センターにおきまして、小・中・高校生に、団体で来ていただきまして、伝統楽器の演奏ですとか、古式舞踊の披露、アイヌ文化の体験や、交流センターの展示の解説等

を行っているものです。

昨年、一昨年は50校の実施でございましたが、今年度は60校を目標としております。また、今年度から、交流センターに来られる際のバスの費用につきましても、私どもで一部を負担したいと考えておりますので、今回の予算は10台分でございますけれども、市のほうで負担したいと考えてございます。

また、小金湯が遠いということで、なかなか来られない学校があるということでございますので、そういった学校につきましては、学校のほうに団体の方が出向いていただきまして、伝統楽器の演奏とか古式舞踊の披露、アイヌ伝統文化の体験等を実施する出前体験プログラムを実施したいと考えております。こちらにつきましては、今年度20校を予定してございます。予算額は574万円となっております。

続きまして、④公共空間を利用した情報発信でございます。さっぽろ夏まつりなどのイベントの開催に合わせまして、アイヌ民族の伝統的楽器の演奏や踊り等を披露するというものでございます。

平成27年度は、さっぽろ夏まつりの、サッポロビヤガーデンのふるさとPRステージにおいて、伝統舞踊等の紹介を行いましたほか、さっぽろ雪まつりの期間中におきまして、駅前通地下歩行空間において、アイヌ文化体験コーナーを設置しております。予算額は103万4,000円でございます。

続きまして、2ページにまいりまして、⑤市民参加によるアイヌアートモニュメントの制作ということで、こちらは新規事業でございます。市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出するため、市民の参加による、アイヌアートモニュメントを制作し、区役所等に設置するというものでございます。平成26年度に、JRタワーのコンコースと、札幌市役所のロビーにアイヌアートモニュメントを設置いたしました。それに引き続きまして、市民参加でモニュメントを制作して展示をしたいと考えております。こちらにつきましては、予算額が120万円となっております。

⑥アイヌアートモニュメントの継続設置でございまして、今申し上げましたJRタワーのコンコースと市役所のモニュメントを継続して設置するというものでございます。

次に、⑦インカルシペ・アイヌ民族文化祭への補助でございます。こちらは、札幌アイヌ協会が開催いたしますアイヌ民族シンポジウム、ペウレアイヌの集い、ムックリ大会、トンコリ大会、アイヌミュージックコンサート等を実施しておりますので、こういったものに補助を行うというものでございます。予算額は93万9,000円でございます。

次に、⑧札幌アイヌ協会が実施する各種事業への補助ということで、札幌アイヌ協会が行っております、アイヌ子弟に対する学習支援や、アイヌ民族の方々の交流活動、人権に関する講演の開催、アイヌ文化に関する啓発等々、そういった事業に対しまして、補助を行うものでございます。予算額は120万円です。

続きまして、⑨アイヌ文化を感じられる空間の整備でございます。こちらは、平成27年度の新規事業でございまして、札幌駅交流拠点、具体的には地下鉄のさっぽろ駅でござ

いますが、こちらの改修予定がございまして、この改修に合わせまして、ここにアイヌ文化を感じられる空間を整備するというところで、今年度から検討を行っております。今年度は、外部の有識者の方による、検討委員会を開催いたしまして、本日いらっしゃる阿部委員にも検討委員になっていただきまして、4回会議を開催いたしました。今後、札幌市として、構想案を策定した後、こちらの委員会にもご紹介したいと考えております。こちらは、引き続き検討するというところで、予算550万円となっております。

続きまして、⑩イランカラフテキャンペーンの推進でございます。これは、国や北海道、民間企業等が連携して取り組んでいるイランカラフテキャンペーンにおきまして、札幌市も共同して実施をするというものでございます。平成27年度の事業実績はここに記載のとおりでございます。

次に、3ページ目でございます。

推進施策(2)で、教育等による市民理解の促進でございます。こちらは、アイヌ施策課が実施する施策でございますので、教育と言いましても、アイヌ施策課の事業ということでご了解をいただきたいと思っております。

①が新任課長研修の実施でございます。札幌市の新任の課長職を対象としまして、研修を開催するというものでございます。

②は、新採用職員研修の実施です。こちらは、新規の採用市職員の研修において、アイヌ民族の歴史や伝統文化について研修を行うというものでございます。

③は、転任職員研修です。札幌市の職員の中で、清掃業務員や調理員など現業職の職員から事務職員に転任をした方を対象に研修を行っておりますけれども、その研修の中でもアイヌ民族の歴史、文化、人権等に関する研修を行うものでございます。

続きまして、4ページの施策目標2、伝統文化の保存・継承・振興についてでございます。推進施策の(1)と(2)をまとめてご説明を申し上げます。

最初に、札幌市アイヌ文化交流センターの運営でございます。小金湯のアイヌ文化交流センターにおきまして、展示室の運営や、先ほど申し上げました文化体験講座、イベント、団体体験プログラム等々の事業を行うものでございます。

また、今年度につきましては、展示物が老朽化したものがありますので、こういったものの更新、改修を進めていきたいと考えております。予算額は5,225万8,000円でございます。

②がイオル事業運営に対する協力でございます。

こちらは、アイヌの伝統的生活空間再生事業、いわゆるイオル事業というもので、公益財団法人のアイヌ文化振興・研究推進機構が実施しているものですが、この委託を受けて、事業を実施しているものでございます。平成28年度は、昨年度に引き続きまして、自然素材育成事業、体験交流事業、空間活用事業などを予定してございます。予算額は510万円でございます。

次に、5ページにまいります。

施策目標3、生活関連施策の推進、推進施策（1）産業振興等の推進でございます。

①は、工芸品の振興検討事業ということで、前年度までに実施しました工芸品の展示販売の試行やアンケート調査の結果を踏まえて、販売に向けて、必要な課題等の整理を行いたいと考えております。平成27年度の実績におきましては、2ページで、雪まつり期間にアイヌ文化体験コーナーにおいて行った工芸品の試行販売を行っております。予算額につきましては、先ほどの公共空間を利用した情報発信の中に含まれております。

続きまして、推進施策（2）生活環境等の整備でございます。

①が住宅新築資金等の貸し付けでございます。こちらは、アイヌの居住環境整備の改善のため、住宅の新築、改築及び宅地の取得資金に対して貸し付けを行うものでございます。平成24年度以降は貸し付け実績がございませんけれども、予算額は4,050万円となっております。

次に、②のアイヌ生活相談員の配置でございます。アイヌ生活相談員をアイヌ文化交流センターに1名、共同利用館に1名配置いたしまして、生活等に関する相談に対応しているところでございます。予算額は、598万2,000円です。

続きまして、③アイヌ民族の児童・生徒に対する学習支援でございます。こちらは、夏休みや冬休みを利用して、アイヌ民族の児童生徒に対しまして学習の支援を行うものでございます。平成28年度も27年度同様の内容で考えておきまして、予算額は27万9,000円でございます。

次に、④共同利用館の改修でございます。共同利用館につきましては、建物が古いということで、劣化、損傷がかなり著しいということでございますので、当面、施設を利用するために必要な水回り等の改修を今年度新規で行いたいと考えてございます。予算額につきましては、先ほどのアイヌ文化交流センターの展示物の更新、改修等と合わせまして、1,650万円を計上しているところでございます。

次に、6ページでございます。

その他ということで、まず①が国のアイヌ政策推進会議への参加ということで、国のアイヌ施策会議には、札幌市長が委員となっております。本委員会の常本委員長、阿部委員も委員になられておりますけれども、こちらに参加をするというものでございます。

②が、札幌市アイヌ施策推進委員会の運営ということで、本委員会の運営でございます。平成27年度は、今回を含めて3回の開催ということで、来年度も同程度の開催を予定しているところでございます。

資料1に関しましては、以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

これは、ご承知のように、札幌市として行うアイヌ施策の全てというわけではなく、アイヌ施策課として行う事業としての平成28年度の概要ということでございます。ただいまの説明も含めて、この件についてご意見、ご質問のある方はぜひいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

多原委員、どうぞ。

○多原委員 2ページの⑤、市民参加によるアイヌアートモニュメントの制作、新規事業の、市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出するため、市民の参加により、アイヌアートモニュメントを制作し、区役所等に設置するという事業でございますが、具体的にどのようなモニュメントなのか、これに関して、作業部会というか、検討委員会のようなものは設置されるのか、そこをもう少しわかるように教えていただきたいです。

○常本委員長 事務局お願いします。

○事務局（生野アイヌ施策課長） こちらにつきましては、これから設置場所ですとか内容について調整したいと考えておりますけれども、例えば、刺繍であれば、講習会を十数回開催いたしまして、その中で講師の方と一緒に、そういったモニュメントを作って、それを区役所等に展示するということを考えておりますが、まだ具体的な内容は決まっておりませんので、今後、関係団体や関係部署と調整、協議をしたいと考えております。

○常本委員長 よろしいですか。

○多原委員 今の構想では、講習会を開いて、その中で得られた成果をモニュメントにするというような計画なのでしょうか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） そうですね。講習会を行いながら、講師と市民の方が一緒に制作していくようなものを想定しております。

○多原委員 それに対しては、関係団体との調整ということですか。

○事務局（生野アイヌ施策課長） はい。

○多原委員 わかりました。ありがとうございます。

○常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

○矢橋委員 話がそれるかもしれませんが、また、もし不適切な話があったら、ごめんなさい。

先般、北大からアイヌの方々のお骨を返してもらったという話が新聞に載ってしまっていて、私もそういったところは非常に疎いので、新聞記事だけを読むと、その問題点がわかりづらかったといいますか、非常に難しい話で、道新も一生懸命書いてくれたのでしょうけれども、一般市民にはなかなかわかりづらい話だと思いながら読んでおりました。

そういった時宜的なことに関して何か反映される事業とか、講座の中で最近こういうことがありましたという話もされる余裕というか、余地があるのかなど。あるいは、大体決まった文化的な、あるいは歴史的な話を展開されるのかということが気になりましたので、教えていただければと思います。

○事務局（生野アイヌ施策課長） アイヌ文化体験講座の中でも歴史に対する講座は行っておりますので、講師の方と調整、相談になりますけれども、訴訟の話になると、私どもは、内容も把握しておりませんので、そこについてどうするということはお答えできないところでございます。

○矢橋委員 続いて、時宜的なもので言えば、北海道新幹線が来たということに関して、

北海道の発信するものの一つにアイヌの話を入れるということが施策の中で事業化される、あるいは、予定されている事業の中に反映される余地はどのようなのでしょうか。

○事務局（生野アイヌ施策課長）　今回はアイヌ施策課の事業でございますけれども、次回の平成28年度第1回のアイヌ施策推進委員会におきましては、他部局の事業についてご紹介できると思います。そのうち、新幹線に関係した事業があるかどうかということは今の段階では申し上げられませんけれども、ほかの部局とも連携した事業をご紹介できればと考えております。

○矢橋委員　そういう他部局の話は非常に興味があります。この話は、施策課の中では、ある程度限りのあるもので、範囲が限定されていることなのだろうと思います。多分、ほかの部局にまたがれば、もっといろいろなことができるのだろうということは常々思っておりました。例えば、新幹線もそうですし、先般、たまたま読んでいた「O g g i」とか「MORE」という女性誌がありますが、後ろのほうで頑張っている女性を紹介するコーナーですね。本当に後ろのほうなので、服飾とは全然違うところになるのですけれども、そこでちらっとアイヌの女性の方が入っていました。ちらっと見たので、今思えば、どこの女性誌だったのか覚えてないのですが、そういうところで、ふとアイヌの女性の方が紹介されて、昔はこういった差別もあったけれども、今はこういうふうに頑張っていますということが、女性誌のライターの方の目を通して書かれていたのが非常にいいなと思いつつ読んでいました。そういったものも、札幌市として支援できるものがあればいいなと思ったものです。そういったほかの部局ができることがあれば、紹介いただければ嬉しいです。

○常本委員長　ありがとうございます。

　ただいま矢橋委員からご発言がございまして、これも当委員会に直接関わりのないことと言えば関わりはないのですが、今日の北海道新聞の社説にも取り上げられていましたので、簡単に一言だけ発言させていただきます。

　北海道大学から、アイヌ民族のご遺骨について返還することが決まったという趣旨の報道であったかと思いますが、あれは、あくまでも浦河という地域のアイヌの方から先祖のご遺骨の返還について、それを求める訴訟が北海道大学に対して起こされまして、それが和解という形で決着を見たということでございます。これは、あくまでも訴訟という特別なルートでの返還なのですが、今日の社説の中では、これで道筋がついた、あとは大学と国はもっと頑張れという趣旨の書き方がされていたような気がします。しかし、国のほうでは訴訟とは全く別にお返しをする手続きを今進めており、おそらく年内には手続きが始まる見通しであると聞き及んでおります。社説で扱われていた件は、あくまでも訴訟という特別な案件について一つの決着を見たということであって、それが今後の何らかのモデルになるということではなく、それはそれとして、国としては、別途、然るべきルートを現在用意しているということかと存じます。

　ほかにはいかがでしょうか。



多原委員、どうぞ。

○多原委員 何度もすみません。

3 ページの推進施策（2）の教育等による市民理解の推進で、①、②、③と札幌市の職員に対しての研修がございます。アイヌ民族の歴史、伝統文化や現在置かれている状況、国の動向について、さまざまな研修をしていただいているのですが、職員の人たちは、いろいろな部局があり、直接、市民と接する担当者もたくさんおられると思うのです。私たちアイヌ女性で十数年前に実態調査をしたことがあるのですが、アイヌ女性が受けている暴力についての調査をした結果、受けている暴力も3割近くの方がおりました。公的機関とか家族、知人、友人、どういったところに相談しているかと問うたときに一番多かったのがお医者さんでした。その中にはどういったものが含まれるのか、なかなかわかりづらいのですが、公的機関のところに相談先があると認識している人もかなりおりましたが、そうであっても行かなかったという事実があるわけです。最終的にお医者さんに相談が一番多かったというのは、それだけ身体的被害があったのだと想像するのです。このような場で機会があれば、担当者に資料を見ていただくとか、私たちの話を聞いていただき、理解を深めていただき、対応をしていただきたいという希望があるのです。今後、研修会等で実施するよう考えていただきたいと思います。

○常本委員長 相談や対応窓口の職員の方にきちんとした研修をしてほしいというご趣旨ですね。ご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○小松委員 施策目標1の市民理解の促進の1ページに書かれている③小中高校生団体体験プログラムの実施というところで、意見というか感想になると思うのですが、このアイヌ施策推進委員会で話題になって話し合われたことが、ほぼ満度に来年度の事業に反映されているということは、大変ありがたく、うれしく見させていただきました。

特に、アイヌの交流センターに行くのが難しいというのをお話しさせてもらったのですが、その中で、バス代の負担について、なかなか一度には難しいと思いますけれども、配慮されていますし、出前体験プログラムもお話しさせてもらいましたけれども、それについても、今年度、開始するという形で計画が立てられていることを本当にうれしく思います。実際に学校の現場にいますと、すでにこういう形でやりたいのだということで私のほうに文書が来ています。当然、そうでなければ進みませんので、これがやれるという前提のもとに各学校に応募が来ています。私の学校は、当然、体験プログラムには申し込んでおります。

この辺からは要望になりますけれども、この3月の忙しい時期に文書が来ても、私のように少し関心のある者は飛びつくのですが、それが埋もれてしまうということがあると思います。こんなに素敵なことを今年から始めるわけですから、そのPR、周知、啓発をしっかりお願いできたらなと感じております。

○常本委員長 ありがとうございます。

恐らく、今回は初回ということもあって、時期的にぎりぎりということもあったかもしれませんが、次年度以降、可能な限り予算を増額することも含めて、周知の仕方を工夫していただければと思います。当然、学校教育における、このアイヌ民族に係るさまざまなプログラムは全体の中でも極めて優先度の高いプログラムだと思いますので、よろしくご配慮いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○本田委員 まず、何度も欠席して申し訳ありませんでした。年度の最後になって発言させていただくことになってしまいました。

今回、これを拝見して、予算がすごく増えているように思いました。プラスの部分が多くなっています。どこかに書いてあるのかもしれませんが、アイヌ施策課の関わられるこの予算は、全体として、総額おいくらで、前年度に比べてどのくらいの増加しているのかという数字を教えてくださいませんか。

○常本委員長 正確な数字を調べていただいている間に、もしほかにご質問があればお受けいたします。

○本田委員 もう一つ、数字はこのあとに出していただけたらと思いますけれども、そういうふう増額したということは、市の中で、アイヌの文化振興とかアイヌ施策に対してのご理解が進んできている証拠だと思うのですが、そういうことを市のお立場でどういうふう感じられているかということをお尋ねしたいと思います。また、たくさんありますけれども、特に来年度、ここに力を入れたいという重点施策がありましたら、それをお知らせいただきたいと思います。

○常本委員長 基本的な考え方と重点施策ですね。

○事務局（芝井市民生活部長） 平成28年度は、市長が上田市長から秋元市長に変わりました。市長の公約の中でも、アイヌ民族に対する理解を進めるということが入っていますので、その具体的な形として、わかりやすい例で申し上げますと、2ページの下から二つ目にあるアイヌ文化を感じられる空間の整備ということで、札幌市の顔となる地下鉄さっぽろ駅に象徴的な空間を作ることがあります。これが目玉事業の一つであると考えています。

これは、まさしく象徴的なことなので、それに加えて理解を促進するというので、先ほどご紹介させていただきましたけれども、団体体験プログラムについても、今年度も増額しましたし、市長の在任期間中はこの事業についてさらに拡充を図っていきたく考えていますので、主な事業としてはこの二つが挙げられるかと思います。

○事務局（生野アイヌ施策課長） 続きまして、予算の話でございますが、アイヌ生活振興費としまして、平成27年度は1億1,871万1,000円でございます。28年度予算につきましては、1億4,838万5,000円です。増額分は2,967万4,000円で、増加率としましては25%の増となっております。

○常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

○川村委員 今のお話にもちょっと関係するのかもしれないのですが、私がアイヌの問題を意識し始めた一つとして、2ページ目の⑩にありますイランカラマテキャンペーンというのは、すごく身近で、どこかに行かなくても、近くに行けばすぐにそういったキャンペーンがあって、イランカラマテという言葉も心に響くいい言葉だと思うので、今回、予算はプラス・マイナス・ゼロになっておりますけれども、ロゴ入りエコバッグを積極的に活用というのは、具体的にどういうことかわからないのですが、リーフレットなどをいろいろなところに置くとか、もっともっと市民が参画できることによって、小さなことのスタートかもしれないのですが、広がっていくいいキャンペーンだと非常に期待しております。

それから、ちょっと離れてしまうかもしれませんが、先ほど1ページ目の③で、小中学校の団体プログラムがこうありますということもあったのですが、昨年度、私は、札幌大学のウレシパ・フェスタに、どんなものか全然わからないまま行ってみたのですが、非常に面白くて、アイヌというものが、今、どういった文化で、どういったことをやっているかということが非常にわかりやすいのです。別にお子さんでも、おじいさん、おばあさんでも、非常に理解できたいいプログラムだったと思います。

ですから、小中学校に限ったことではなくて、そういうフェスタが、いろいろなところにあるということを発信していただければ、興味のある人は、そういうところにどんどん参画することによって、市民の間の関心度が広がっていくのではないかと思いますので、そこら辺の情報発信もよろしくお願ひしたいと思います。

○常本委員長 ありがとうございます。

エコバッグについては、もし委員の皆さんがお持ちでないのであれば、ぜひ率先して配付していただいて、活用していただくのがいいのではないかと思います。

いろいろなイベントに関する情報発信という要望は、これまでの委員会でも何度か出ておりました。区役所等にビラなどを置くという札幌市としては割と手のつけやすいところから、前回もちょっとご紹介しましたが、ピリカカンピというフェイスブックにおける配信も含めて、いろんなものがあるとは思いますが、さらに今後もいろいろな工夫をしていただければということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○貝澤委員 ちょっと聞きたいのですが、4ページの推進施策(2)の①に札幌市アイヌ文化交流センターの運営の部分で、プラスで530万5,000円となっています。この中に、老朽化した展示物の計画的な更新と改修を進めるとあるのですが、この部分と5ページにある④の、共同利用館の改修で、先ほど同じような内容が入っていたと思うのですが、これは、共同利用館の改修の中にも、老朽化した展示物の更新、改修が入っているということでもいいのですね。どういう振り分けがなっているのかどうかはちょっとわからなかったものですから。

○事務局(生野アイヌ施策課長) 申し訳ありません、老朽化した展示物の更新、改修に

つきましては、5, 225万8, 000円には含まれておりませんで、5ページの1, 650万円のほうに含まれているということでございます。

○貝澤委員 530万が増えているというのは、これが増えているわけではないということですね。

○事務局（生野アイヌ施策課長） そうです。

○常本委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 新聞報道等、テレビのニュースにもありましたけれども、月曜日に、官房長官に北海道アイヌ協会としてお会いすることができました。このときに、官房長官に要請書というものを渡してきたのですが、一つは、象徴空間の予算確保の問題です。二つ目は、全国規模のアイヌ政策の確立ということで、教育の充実、古老への生活支援、若者の就職支援、それから、こういうアイヌ全体の生活向上政策をやってください、総合的なアイヌ政策をやってもらえませんか、本道だけではなく、全国も対象にというお願いをしてきましたが、ここで法律の制定をお願いしました。そうしたら、官房長官は早速、その日のうちに、記者会見を開いているときに、法律の制定に向けて、アイヌの生活、教育のことをやりたいと言ったので、みんながビデオを撮ったりして、すごく感激して、これはすごいことだということでお電話をいただいています。

生活関連施策というものが施策目標3にあるのですけれども、これを見ると、住宅資金とか生活相談員とか共同利用館の問題などが書いてあって、アイヌ工芸品のことなどを一生懸命やっていただけるのだけれども、9割方、札幌市というのは、会員の方々がアイヌ文化に直接タッチすることが余りないのです。そういう意味で、普通の商工業とか、お勤めなさっているとか、いろいろな方がいらっしゃって、そういう中でも生活が大変苦しいということがございます。のちほど住宅の制度の見直しのお話もありますけれども、生活対策ということについては、いつも要望しておりますが、ぜひ委員の皆様にもご理解いただいて、雇用対策とか、市のお仕事についても少しでもお仕事をさせてくださいというお願いをしておりますので、ぜひこの辺の検討をしていただきたいと思います。

○常本委員長 ありがとうございます。

ただいま阿部委員からご紹介のあった官房長官のお話は、首相官邸のホームページの中に官房長官の記者会見のページがありまして、28日分のところに載っていると思いますので、ご関心のある方はごらんいただければと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

本田委員、どうぞ。

○本田委員 先ほどウレシパ・フェスタのことを挙げていただきましてありがとうございます。その関連で急に頭に浮かんだのですが、フェスタ等のチラシを貼る場所がなかなかないのです。区役所には直接持って伺ってお願いしますと言ったら、空いたスペースに貼っていただくということはあるのですが、地下鉄がすごく目立って、学生たちも貼りが

るのですが、あそこはものすごくハードルが高くて、ものすごい早く貼らないといけないとか、いずれにしても、来てくださるゲストさんとの関係でポスターができ上がるのがいつも1カ月前くらいで、そうすると、全く太刀打ちできないのです。

ですから、いつも、一番目につくところに貼れないまま空しく帰ってくるとか、今回もだめでしたということになるので、先ほどのお話とも関係して、アイヌ文化のチラシ、ポスターを貼れるような場所を札幌市でご提供いただくと、こういうことのほかに、市民に対して、近日こういうイベントがありますということ、北大がやっていたりしゃるものやアイヌ協会がやられることも含めてみんなが見られる場所があるだけでも随分違うような気がします。インターネット上もちろん大切ですが、インターネットは、どちらかというと関心のある人がアクセスしていくのですが、普通の通りがかりの人が、アイヌ文化は、今、こんなにたくさんのイベントをやっているのだということを知っていただく意味でも、どこかに、特に人通りの多いところにそういうものを作っていたらとてもありがたいと思います。要望です。よろしく願いいたします。

○常本委員長 リザーブド・スペースを考えるとというご要望でございます。そういう人通りが多いところほど、札幌市としては競争率も高いでしょうし、収入の元にもなるのかもしれないですが、ご検討いただければと思います。

委員の皆様はひとわりご意見をいただきましたが、ほかに追加的にご発言はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○常本委員長 それでは、アイヌ施策課におかれましては、ただいまの各委員のご発言を踏まえて、平成28年度の事業実施に当たっていただきたいと存じます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項①、札幌市アイヌ住宅新築費等貸付制度の運用見直しについてでございます。事務局からお願いします。

○事務局(赤江調整担当課長) アイヌ施策課調整担当課長の赤江と言います。

私から、アイヌ住宅の制度の見直しについてご説明させていただきます。

資料2になります。

資料2の1に経緯がありまして、こちらの2番目にも書いてございますが、住宅制度の運用の見直しにつきましては、外部の有識者から成る検討委員会を立ち上げまして、12月に意見書として、札幌市に提出がありました。この意見書の概要につきましては、前回の本委員会でご報告させていただいたところです。

今日は、この意見書を踏まえまして、市として運用の見直し案を取りまとめましたので、それについて説明させていただきます。資料に沿って説明させていただきます。

2の運用見直し案をご覧くださいと思います。こちらで論点ごとに見直しを図っておりますので、ご説明させていただきます。

まず、(1)借受人の収入要件についてです。収入要件については、①と②の二つの要

件がございます。この要件につきましては、金融機関の基準と著しい格差はないということから、現在の運用のまま変更しないということにしました。

次に、（２）借受人の年齢制限です。これにつきましては、市中金融機関の基準等を参考にしまして、新たに申し込み時の年齢を２０歳以上、完済時８０歳未満という年齢制限を設けたいと考えております。

次に、（３）同居人の収入の合算についてです。合算者の収入が長期安定的に見込めるのかどうか、そういう点から可否を判断すべきであり、収入合算者は、その責任を担保する必要があるという考え方から、裏面のページになりますけれども、三つの要件を新たに設けました。一つは、借受者と同居し、安定的な収入が見込まれる者、二つ目、完済時８０歳未満の者、連帯保証人となることができる者、この三つの要件を新たに設けております。

次に、（４）違約金の徴収についてです。違約金につきましては、これまでは原則徴収しない取り扱いとしておりましたが、この取扱いは、期限内に納付した者との間の負担の公平性を欠くとともに、長期の滞納を生む原因となる可能性があることから、今後は違約金を徴収することとし、申請により必要と認める場合は免除する取り扱いに変更したいと考えております。

次に、（５）重複保証・共保証についてです。現在につきましては、連帯保証人２名のうち、特別の場合に、うち１人の者は複数の保証人となる重複保証や、既に借り受けを受けている者が保証人となる共保証を認めていましたが、この取扱いは、連帯保証人に役割を十分に果たすことができない可能性が高いことなどから、今後は、重複保証、共保証は認めない運用としつつ、一方で連帯保証人２名を確保することが困難な実情に配慮しまして、十分な保証能力を確認した上で１名にしたいと考えております。

次に、（６）連帯保証人の収入要件についてです。現在、連帯保証人の収入要件を借受人に準ずる収入を有する者としていますが、連帯保証人となろうとする者に住宅ローンがある場合は、返済額が借入額のおおむね８０％以上に達していることなど、その返済状況などについて一定の要件を加えるということにしたいと思っております。

次に、（７）抵当権の順位についてです。現在、貸付金の担保となる抵当権は、特別な場合に後順位とすることを認めておりますが、これは、本貸付制度の上限額のみでは、物件の購入費用に足りず、金融機関からの貸し付けを利用せざるを得ないケースが多い実態等を鑑みた運用でございますけれども、この取り扱いを認めないとした場合、事実上、本貸付制度が利用困難な制度になってしまうという考え方から、現時点ではこの運用は続けざるを得ないというふうに判断いたしました。

最後に、（８）貸付金利についてです。制度創設以来２％固定としておりますけれども、近年、市場の金利が下がっていることに伴いまして、金融機関の商品と比較した場合、高金利になる場合がございます。しかしながら、長期間の固定金利ということで比較すれば、金融機関の貸付金利と大きな差はなく、市場金利が再び上昇した場合には、本貸付制度の

金利水準がセーフティネットとしての役割を担うという考え方から、当面は2%のままとすることといたしました。

最後に、今後のスケジュールについてですが、この見直し案につきましては、2月29日に市の議会である財政市民委員会に今申し上げた内容で報告したところでございます。今後、この内容で要綱及び運用方針を見直した上で、平成28年4月1日から施行したいと考えております。

アイヌ住宅貸付制度の運用見直しについては、以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明がございました運用見直しについて、ご質問、ご意見がおありの方はお願いいたします。

○阿部委員 この委員会ですべて説明したのかは私も覚えていないのですが、まず、こういうことについては、1ページ目にありますように、大学教授、弁護士、金融機関関係者の3名の方で検討されたと聞いています。私は、アイヌの歴史、どんな状況に置かれているのかということについてアイヌのことに詳しい人に聞いてもらいたいと言ったのですが、まず1点、そういう相談はされたのでしょうか。

○常本委員長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（赤江調整担当課長） 今回の見直しに当たっては、今、阿部委員のほうからあったとおり、3人の方を委員として選任しました。こちらの委員をお願いするときに、事務局として、この貸付制度ができた経緯について歴史的な部分もございます。そういった状況をこちらであらかじめご説明させていただいて、そういった趣旨でこの貸付制度の運用見直しをしていただきたいということを説明した上で検討を始めていただいた状況です。

○阿部委員 私は、そのことは聞きました。この3人の方にいろいろお話をした上で、こういうことを検討してもらいたいということはわかったのだけれども、それでこういうものが出てきたということに対して、例えば、アイヌ文化に詳しい、アイヌの歴史に詳しい、長くかかわっていらっしゃる方に相談されたのでしょうかと聞いております。

○事務局（赤江調整担当課長） 今回の検討委員会を立ち上げる前、それから、その間、何回か常本委員長には、こちらからいろいろご説明をさせていただいて、いろいろとご助言をいただいているところです。

○阿部委員 それを最初に言うのであれば、それで結構でございます。私がお願いしたことをやっていただいたということで、ありがとうございます。

このことについて、私も何度か意見を申し上げておりますが、札幌というのは特殊な地域で、アイヌの人たちがここで土地を買うというのは大変なことなのです。ほかの全道の田舎という言い方はおかしいですが、そちらで聞くと、大体、土地は持っている。だから、家を建てかえるとか新築するということなので、札幌は土地代が高いから大変なのです。このことを考えてもらった上で、公営住宅の入居ということをしっかり考えてもらいたいと思うのです。

今回のこととは直接関係ないけれども、住宅政策で、先ほどもありましたけれども、実績がないというのは、市中金融機関のほうが金利が安い問題とか、とても払えないというものがあるから実績がないわけです。そうすると、市営住宅への優先入居を考えてもらいたいというお願いをしているはずです。

言い方があまりよくないかもしれませんが、障がい者の方々は、聞くところによると、市営住宅の申し込みに行くと、すでに1回行ったらもう抽せんが2回になるという1回特権みたいなものがあるのです。先住民族の歴史とか経済状況をいろいろと考えたら、何らかの形で、障がい者の方にもそういう制度があるのだったら、同じようにしていただけないかということをお願いしたのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

今のこととは直接関係ないと思いますけれども、お願いします。

○事務局（芝井市民生活部長） 市営住宅につきましては、障がい者とか母子家庭といった方について、抽せん回数を増やすようなことがやられております。そこをやるのは、国がこういった方に配慮してくださいということが基本になっているのです。したがって、先ほど阿部委員からもご紹介がありましたけれども、法整備がなされるということであれば、我々も公営住宅も含む住宅施策に関しても何らかの方向性が示されれば、我々としても非常にやりやすいということかと思えます。現状では、同じ札幌市内で市営住宅があり、同じ制度のもとで道営住宅がありということなので、なかなか難しいかなと考えています。

○阿部委員 難しいのはわかりますけれども、検討をしていただかないと、状況が大変厳しいということはおわかっていただきたいと思えます。

先日も、新聞報道で、1981年に貸した人が返さなかったなんて話が載っていました。これは、個人名は出しませんが、明らかに札幌市のミスがありましたね。二十数年間払って、支払いが終わりましたよと言ったら、前の人から買った抵当権がそのまま残っていたという事例があったではないですか。これは、札幌市の住宅制度の事務は何をやっているのだろうということだと思いますよ。それを書いていないから、1981年から返さないやつがいたのかということになる。

あと2点ほど、何回も言っているので怒られるかもしれませんが、昭和12年に北海道旧土人保護法が改正したときに、住宅を建て直すと言ってアイヌのチセを壊しているのです。強制的に解体したりして、国は2,000棟建て替えると言ったのです。そのときに、国は8割を持ちます、2割アイヌが払えという言い方でやってきた経緯があるのです。ところが、戦争になってしまって、戦争が終わったら生活保護法でいろいろあるから、これはなしということになってしまったのです。こういうこともあります。しかし、昭和33年に、札幌市は豊平川の藻岩下から、雁来のところまで、河川敷に住んでいた人たちに対して、特別な制度をつくり、この人たちを救いましたね。この方は、大方が日本人の方々ですよ。そこまでやった歴史があるのだから、アイヌに対してどうしてもっとやってくれないのかという思いがあります。



先ほどの部長の答弁でもありましたけれども、市として、こういうことをしっかり考えてもらいたいという要望です。

○常本委員長 ありがとうございます。市としても継続的にご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○常本委員長 それでは、この運用見直しの件については、以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項②の平成26年度札幌市アイヌ施策推進計画に係る検証評価について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(生野アイヌ施策課長) それでは、資料3をごらんください。

こちらは、前回の会議でご議論いただきました検証評価の案を確定させたものとなっております。前回の会議で皆様からいただきましたご意見をもとに検討を行いまして、事務局と常本委員長の間で調整をさせていただきました結果、前回お配りした内容から修正点はございませんでした。

以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

すでにご覧いただいているものかとございますが、この機会に何かご発言があれば伺います。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○常本委員長 それでは、この検証評価については、ご確認をいただいたというふうにさせていただきます。

とりあえず、本日用意しました審議事項及び報告事項につきましては以上でございますが、この機会に特にご発言等がございましたら伺いますが、いかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

### 3. 事務連絡

○常本委員長 最後に、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

○事務局(生野アイヌ施策課長) それでは、今後の会議のスケジュールでございますが、次回の委員会は夏ごろの開催を予定しております。

議事につきましては、平成28年度に札幌市が取り組むアイヌ施策についてのご説明を予定しております。詳しい日程につきましては、後日、委員の皆様と調整させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

### 4. 閉 会

○常本委員長 本日は、議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第3回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでございました。

以 上